

# 茨城県報 第7089号

昭和57年11月4日

木曜日

## 目次

### 告 示

	ページ
●家畜伝染病の発生及び転帰(畜産課).....	1
●ニューカッスル病のまん延を防止するための移動禁止区域等の指定(〃).....	2
●保安林指定の解除予定(林業課).....	2
●県立自然公園事業の決定(観光物産課).....	2
●換地計画の適当決定(2件)(農地管理課).....	3
●土地改良法に基づく換地処分(2件)(〃).....	3
●道路の区域変更(道路維持課).....	4
●道路の供用開始(〃).....	4
●土地区画整理組合の設立認可(都市計画課).....	4
●土地区画整理法に基づく換地処分(〃).....	5
●土地改良法に基づく換地処分(土地改良事務所).....	5

### 公 告

●昭和57年鉱害復旧事業実施計画案の縦覧(4件)(農地建設課).....	5
●土地立ち入り測量(3件)(用地課).....	6

## 告 示

### 茨城県告示第1483号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第4項の規定により家畜伝染病の発生及び転帰について次のとおり報告があつた。

昭和57年11月4日

茨城県知事 竹内藤男

病名	畜種	発生番	発生年月日	決定年月日	発生及び転帰羽数			発生場所
					死亡	自衛殺	計	
ニューカッスル病	にわとり	9~33	57.10.27	57.10.27	15	10	25	西茨城郡岩瀬町大字長方671

**茨城県告示第1484号**

茨城県家畜伝染病まん延防止規則（昭和27年茨城県規則第47号）第7条第1項の規定に基づき、ニューカッスル病のまん延を防止するための移動禁止区域等を次のとおり指定した。

昭和57年11月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 移動禁止区域 西茨城郡岩瀬町大字長方
- 2 移動を禁止する家畜の種類及び物品  
鶏及びニューカッスル病の病原体を広げるおそれのあるもの
- 3 移動禁止期間 昭和57年10月27日から当分の間
- 4 そ の 他

所轄家畜保健衛生所長の発行する証明書を所持して指定した食鶏処理場等へ直行する場合、車両等に積載のまま指定区域を通過するもの及び知事が特に必要と認めたものについてはこの限りでない

**茨城県告示第1485号**

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

昭和57年11月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 解除を予定している保安林の所在場所  
北茨城市巾着町足洗字東宿787の1
- 2 指定された目的 飛砂の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

**茨城県告示第1486号**

茨城県立自然公園条例（昭和37年茨城県条例第17号）第5条第1項の規定により、大洗県立自然公園の公園事業の一部を次のとおり決定した。

なお、公園事業の位置を表示した図面は、茨城県庁において供覧する。

昭和57年11月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

事業の種類	位 置
水族館	東茨城郡大洗町磯浜町
園 地	〃
水 泳 場	〃

**茨城県告示第1487号**

昭和57年9月12日付けで認可申請のあつた中根地区の換地計画については適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和57年11月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和57年11月11日から昭和57年12月1日まで

3 縦覧の場所 小川町役場

---

**茨城県告示第1488号**

昭和57年9月13日付けで認可申請のあつた水内地区の換地計画については適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和57年11月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和57年11月11日から昭和57年12月1日まで

3 縦覧の場所 石岡市役所

---

**茨城県告示第1489号**

昭和57年9月25日付け農管指令第496号をもつて認可した石神内宿地区の換地計画については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定により公示する。

昭和57年11月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

---

**茨城県告示第1490号**

昭和57年9月20日付け農管指令第490号をもつて認可した古谷地区の換地計画については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第54条第4項の規定により公示する。

昭和57年11月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

---

## 茨城県告示第1491号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、昭和57年11月6日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和57年11月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土浦境線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
筑波郡豊里町大字手子生字田畑1137番地先から	旧	メートル 最大 20.00	メートル 5,080.00	
		最小 4.60	4,924.00	
		最大 45.00		
		最小 14.00		
結城郡石下町大字新石下字高柳360番1まで	新	最大 20.00	5,080.00	新道区域工事完了に伴う一部区域変更
		最小 4.60	4,924.00	
		最大 51.00		
		最小 9.00		

## 茨城県告示第1492号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、昭和57年11月6日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和57年11月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路線名 県道土浦境線
- 2 供用開始の区間  
筑波郡豊里町大字手子生字田畑1137番地先から  
結城郡石下町大字新石下字横堤浦4087番2まで
- 3 供用開始の期日 昭和57年11月6日

## 茨城県告示第1493号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定に基づき川尻第二土地区画整理組合の設立については、次のとおり認可した。

昭和57年11月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 組 合 の 名 称 川尻第二土地区画整理組合
- 2 事 業 施 行 期 間 昭和57年11月4日から昭和62年3月31日まで
- 3 施 行 地 区  
日立市川尻町字白山前，字下山崎，字屋敷前，字作間田の各全部  
日立市川尻町字稲荷作，字白山脇，字上山崎，字山崎，字平田惣次字釜神田，字登ノ内，字瀬ノ下，字久保田の各一部
- 4 事 務 所 の 所 在 地 日立市助川町1丁目1-1  
日立市役所内
- 5 設 立 認 可 の 年 月 日  
昭和57年11月4日
- 6 事 業 年 度  
初年度は設立認可の日から翌年3月31日まで  
次年度からは4月1日から翌年3月31日まで
- 7 公 告 の 方 法 日立市役所の指定の掲示場に掲示

茨城県告示第1494号

中ノ内土地区画整理共同施行の中ノ内土地区画整理事業については、換地処分があつたので土地  
区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定により告示する。

昭和57年11月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1495号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営ほ場整備事業河内地  
区第2換地区に係る換地処分をした。

昭和57年11月4日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 黒 鳥 和 弥

公 告

●昭和57年度鉱害復旧事業実施計画案の縦覧

石炭鉱害事業団常磐支部長から臨時石炭鉱害復旧法（昭和27年法律第295号）第56条第1項の規  
定による昭和57年度鉱害復旧事業実施計画の認可の申請があつたので、同法第57条第1項の規定に  
より、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和57年11月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類の名称  
昭和57年度鉱害復旧事業実施計画書 元谷地の2地区（石炭鉱害事業団施行分）
- 2 縦覧の期間 昭和57年11月4日から昭和57年11月23日まで 20日間
- 3 縦覧の場所 北茨城市役所鉱害復旧課

~~~~~

北茨城市長から臨時石炭鉱害復旧法（昭和27年法律第295号）第56条第1項の規定による昭和57年度鉱害復旧事業実施計画の認可の申請があつたので、同法第57条第1項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和57年11月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類の名称  
昭和57年度鉱害復旧事業実施計画書  
中郷地区（北茨城市施行分）
- 2 縦覧の期間 昭和57年11月4日から昭和57年11月23日まで 20日間
- 3 縦覧の場所 北茨城市役所鉱害復旧課

- ~~~~~
- 1 縦覧に供する書類の名称  
昭和57年度鉱害復旧事業実施計画書  
高田用水路地区（北茨城市施行分）
  - 2 縦覧の期間 昭和57年11月4日から昭和57年11月23日まで 20日間
  - 3 縦覧の場所 北茨城市役所鉱害復旧課

- ~~~~~
- 1 縦覧に供する書類の名称  
昭和57年度鉱害復旧事業実施計画書  
栗野地区（北茨城市施行分）
  - 2 縦覧の期間 昭和57年11月4日から昭和57年11月23日まで 20日間
  - 3 縦覧の場所 北茨城市役所鉱害復旧課
- ~~~~~

#### ●土地立ち入り測量

土地収用法（昭和26年法律第219号）第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和57年11月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 起業者の名称 茨城県公営企業管理者
- 2 事業の種類 県西広域水道用水供給事業及び工業用水道事業建設工事

3 立ち入ろうとする土地の区域

岩井市大字馬立字久保, 字内出砂, 字関戸, 字窪, 字中之台及び字浅間谷地内

〃 大字神田山字堀畑地内

〃 大字猫実字諸町, 字粟巢, 字北林, 字四ツ堀, 字溜井下, 字溜井及び字大久保地内

〃 大字駒跂字原山地内

〃 大字鶴戸字吾妻地内

〃 大字上出島字東坪, 字元新田, 字東久保, 字中坪, 字東原, 字南原及び字下原地内

4 立ち入ろうとする期間

昭和57年11月8日から昭和58年3月25日まで

---

1 起業者の名称 茨城県

2 事業の種類 県道岩井野田線道路改良工事

3 立ち入ろうとする土地の区域

岩井市大字小山字下原及び字上小山地内

4 立ち入ろうとする期間

昭和57年11月8日から昭和57年12月27日まで

---

1 起業者の名称 茨城県

2 事業の種類 県道宗道古河線道路改良工事

3 立ち入ろうとする土地の区域

猿島郡総和町大字葛生字八木橋地内

〃 〃 大字柳橋字一ノ矢及び字上宿地内

〃 〃 大字久能字北坪地内

〃 三和町大字北山田字八俣新町地内

4 立ち入ろうとする期間

昭和57年11月8日から昭和58年3月15日まで

---

★ 県政の総覧 ～ 県民の六法 ★

# 茨 城 県 報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知つてもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部総務課までお申し込み下さい。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1カ月）  
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 1,200 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県  
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所